

(令和5年10月23日発表)

## 津波ハザードマップの配付及び説明会の開催について

<p>◆アピールポイント</p>	<p>《津波ハザードマップ配付について》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月に静岡県が本市域内の「津波浸水想定区域」と同範囲を「津波災害警戒区域」に指定したことに伴い、新たに基準水位を表示したハザードマップを作成した。(従来は浸水深を表示)</li> </ul> <p>《津波ハザードマップ説明会について》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、地域住民に対し津波ハザードマップの内容及び活用方法や、南海トラフ臨時情報等を理解いただくため、説明会を実施する。</li> </ul>				
<p>◆日時・期間</p>	<p>《津波ハザードマップの概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準水位(津波の浸水深に津波が建物等に衝突した際のせり上がり高を加えた水位)を表示することで、津波が到達する高さが明確になり、より安全で効果的な避難が可能となる。</li> <li>基準水位の高さを詳細に確認できるよう、津波が到達する高さを8段階に細分化し表示した。また、基準水位の表示はカラーユニバーサルデザインに配慮し、誰でも見やすいよう工夫した。</li> <li>市民から「より広域的な地図が欲しい」との声を受け、マップの大きさ、縮尺を変更した。(マップA2 → A1、縮尺1/8,000 → 1/10,000)</li> <li>防災教育を充実させるため、ハザードマップの使い方、津波の特徴、地域の実情を踏まえた避難行動、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う避難行動等の情報を掲載した。</li> </ul> <p>《津波ハザードマップの配付》</p> <p>令和5年10月下旬から津波災害警戒区域に該当する駿河区・清水区の21学(地)区(65,000世帯)にハザードマップを個別配付する。</p> <table border="1" data-bbox="416 1137 1315 1249"> <tr> <td>駿河区(7学区)</td> <td>長田南・川原・中島・大里東・宮竹・大谷・久能</td> </tr> <tr> <td>清水区(14地区)</td> <td>駒越・三保・折戸・不二見・清水・岡・入江・浜田辻・江尻・袖師・興津・由比・蒲原</td> </tr> </table> <p>《津波ハザードマップ説明会》</p> <p>【駿河区】令和5年11月15日(水)10時～11時 静岡市地域福祉共生センター「みなくる」地域交流ホール(駿河区南八幡町3番1号)</p> <p>【清水区】令和5年11月7日(火)14時～15時 清水庁舎3階 地域ふれあいホール(清水区旭町6番8号)</p>	駿河区(7学区)	長田南・川原・中島・大里東・宮竹・大谷・久能	清水区(14地区)	駒越・三保・折戸・不二見・清水・岡・入江・浜田辻・江尻・袖師・興津・由比・蒲原
駿河区(7学区)	長田南・川原・中島・大里東・宮竹・大谷・久能				
清水区(14地区)	駒越・三保・折戸・不二見・清水・岡・入江・浜田辻・江尻・袖師・興津・由比・蒲原				
<p>◆説明会の対象・人数・申込方法等</p>	<p>対象：どなたでも参加可能です。事前申込み不要ですので、直接会場にお越しください。</p> <p>人数：【駿河区】定員200人、【清水区】定員200人</p>				
<p>◆ハザードマップの周知方法について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報紙(12月号)によりハザードマップの配布場所や市HPでの確認方法を周知する。</li> <li>各区役所、生涯学習施設(37施設)、図書館(12施設)でマップを配架する。(10月24日以降順次)</li> <li>市HPにマップのPDF版とWebGIS版を掲載する。</li> </ul> <p>津波ハザードマップ(PDF版)※令和5年10月23日から公開 (<a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_001546.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_001546.html</a>)</p> <p>静岡市防災情報マップ(WebGIS版)※令和5年11月1日から公開予定 (<a href="https://www2.wagmap.jp/shizuoka-hazard/Portal">https://www2.wagmap.jp/shizuoka-hazard/Portal</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→SNSを活用し広く市民に周知する。(LINE・X(旧Twitter))</li> <li>→特に配慮が必要な学校や福祉施設等の要配慮者利用施設にメール等により配信する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップの活用方法や基準水位の解説動画を公開する。(11月1日～)</li> </ul>				

別紙資料 有 ・ 無 ぜび取材をお願いします。

【問合せ】 危機管理総室 危機計画係  
(静岡庁舎新館低層棟3階)  
担当 杉村 杉森 電話 054-221-1012